

日蓮聖人の倫理観

——「正直」ということを中心に——

倉 橋 観 隆

はじめに

「倫理」とは、一体如何なる概念をもつものであるか。和辻哲郎氏によれば「人間はただ社会においてのみ個人たり得るとともに、また個人を通じてのみ社会たり得るのである。そうしてこの構造の原理が「倫理」にはかならない」(1)と述べている。即ち、倫理とは、個々の人々によって構成される社会を存続せしめている根本的秩序ということになるか。いま、仮りにこれを倫理の概念とするならば、日蓮聖人(以後、聖人と略記)が法華経信仰によって構築する宗教的世界と、社会存続の為の根本的秩序たる倫理とは、如何なる関係を有することになるのであろうか。

そこで、この問題へのアプローチとして、倫理徳目の一つである「正直」に注目してみることにする。ここで「正直」を取り上げた理由は、聖人は、しばしば「正直」ということを問題にするからである。

例えば『法門可被申様之事』には、

世間に正直の人なければ大菩薩のすみかましまさず。又仏法の中に法華経計こそ正直の御経にてはを
はしませ。法華経の行者なければ大菩薩の御すみか
をはせざるか。但、日本国には日蓮一人計こそ世間出
世正直の者にては候へ。(定四五五頁)

と示されているように、「正直」は聖人の宗教を構築する重要な概念ではないかと思われるのである。また、日本倫理思想史上においても、「正直」ということの展開

は重要な課題となっているようである。いま、ここではその論及は避けるが、和辻哲郎氏^②や村岡典嗣氏^③内藤晃氏^④等、多くの思想史家によって、研究がなされている。それらによると、一般に「正直」を重視したのは、鎌倉中期以後に成立した伊勢神道においてであり一層高揚させたのは、南北町時代の北畠親房であるといわれている。また一方で、鎌倉時代初期頃の説話集等にも既に「正直」の説示は処々にみられ、社会全般にかなり重要な倫理となっていたことが指摘されている。そして、今日においても、その重要性は変わらず、倫理の中心徳目となっているのである。

以上のような点から「正直」を取り上げて、聖人のこの徳目に対する考え方を小考したい。

さて、この考察に当たり、本小論では、『諫暁八幡抄』の次の一節に注目してみたい。

王と申は不妄語の人、右大将家・権、大夫殿は不妄語の人、正直の頂、八幡大菩薩の栖^レ百王の内也。(定一八四八頁)

更に、

隠岐、法皇は名は国王、身は妄語の人、横人也。権、太夫殿は名は臣下、身は大王、不妄語の人、八幡大菩

薩の願給^ヒ頂也。(定一八四八頁)

とあるように、「右大将家」である源頼朝と「権、大夫殿」である北条義時は、「不妄語の人」「正直の頂」とされ、一方「隠岐、法皇」である後鳥羽上皇は、「妄語の人」といわれている。ここで問題となることは、如何なる根拠を以て、このような評価を下したのかということである。この問題の考察を試みることによって、聖人の「正直」ということに対する考え方をある程度明確にすることができると思ふのである。そこで、遺文中にみられる、この三者に対する記述をピックアップし、それぞれに検討を加えて行くことにしよう。

(一) 聖人の頼朝に対する評価

A、源、右大将軍、清和、末葉也。(『安国論御勘由来』定四二三頁)

B、頼朝と宗盛が七年秋津島にたゝかひし、(『開目鈔』定五八三頁)。他、定五八二・八八一・八九一(二・九九九・一七七五・一八一頁)

C、例せば頼朝、右大将家泰衡を討んが為に、泰衡を誑て義経を討せ、(中略)此等は墓なき人人のためしなり。(『小乗大乘分別鈔』定七七四頁)。他、定一

五〇六頁

D、大将殿はおさだ（長田）を親おやのかたきとをぼせしきども、平家を落さざりしには頸くびを切き給はず。（『崇峻天皇御書』定一三九三頁）

E、人王八十一代安徳と申大王は天台座主明雲等の真言師等数百人かたらひて、源將軍頼朝を調伏せしかば、還著於本人とて明雲は義仲に切ぬ。安徳天皇西海に沈給。（『兵衛志殿御書』定一三八八頁）。他、定八八四・一七四二頁

F、源右將軍と申せし人、御起請文をもってあをか（会加）の小大夫に仰つけて頂戴し、伊勢の外宮にしのびをさめしかば、太神の御心に叶はせ給けるかの故に、日本を手になぎる將軍となり給ぬ。（『新尼御前御返事』定八六八頁）

G、大将殿をほせありけるは、法華經の御事は、昔よりさる事とはききつたへたれども、丸は身にあたりて二にのゆへあり。（中略）されば法華經ト申事はありがたき事なり。頼朝は武士の大将にて、多おほのつみつもりてあれども、法華經を信ままいらせて候へば、さりともしこそをもへとなみだぐみ給けり。（『南条殿御返事』定一一七五〜六頁）。他、定一五八五頁

遺文中にみられる頼朝に関する記述をA群からG群のように分類してみた。

A群・B群に属する文は、頼朝の存在及び、頼朝の行動を単に歴史的事実として捉えているようである。殊にA群では、頼朝の系譜について触れ、B群の文では、平家と合戦し、勝ったことが述べられている。

C群・D群に属する文からは、聖人の人格的な面からの頼朝像が伺える。殊にC群の文からは、自己の政權獲得の為に兄弟をも滅ぼした者として、批判的にみるのである。D群の文は、勝利を得る為には、巧みに駆け引きを行なう、策に長けた慎重な人物として捉えているようである。

E群に属する文は、源平合戦における頼朝勝利の原因を清盛や安徳天皇等の真言密教重用、という謗法によるとみるのである。

F群の文は、聖人が正法者の守護神として位置付けている（6）、天照大神への信仰が頼朝にあったことによりその神の意志に適って日本を平定し得たことを評価しているのである。

G群に属する文では、頼朝が法華經を尊崇する根拠を述べている。その一つは、自身、法華經を信じたことに

よって、平家との合戦に勝利し、父親の仇討が成就したと同時に、征夷大將軍に即位できたこと。更には、所従、大橋太郎の息子が法華経信仰によって、父を死罪から救い得たという利生をみたということからであるという。この体験によって、頼朝は、法華信仰による救済を確信したというのである。聖人は頼朝に関するこれらの逸話をあげて、頼朝に法華経信仰があったことを特筆しているのである。

以上、概観したように、A群からD群に属する文からは、歴史的、人格的方面からの頼朝評価が伺える。殊に人格的な評価は、慎重で明敏のように捉えるものの、政権獲得の為には兄弟をも滅ぼした点を批判的に述べており、これらの記述からは、頼朝を「正直者」とする根拠は見出せなかったのである。

一方、E群からG群に属する文は、源平合戦という歴史的事件を、宗教的次元から把握するなかに、聖人の頼朝評価が伺えるのである。即ち、頼朝の勝利という歴史的事実を見据えながら、その根拠を謗法者である平家方に対して、頼朝には法華経擁護の天照・八幡等の諸神への信仰を含め、法華経信仰があったことに求めるのである。そして、これが、『諫曉八幡抄』に

日蓮料簡（シテ）云、百王を守護せんといは正直の王百人を守護せんと誓給。（定一八四八頁）

と示されるように、「正直者」なる百人の王を守護する誓願をもつとする（？）八幡神の心に適い、將軍になれたと捉えるのである。

このような点から考察すると、「正直者」とは、世間の人や事象に対するような世間的な「正直者」ではなく法華経に向けられるもので、謗法を犯さず、法華経信仰のあった者、ということになるであろう。

(二) 聖人の義時に対する評価

H、人王八十二代は隱岐法皇と申。（中略）八十三代には阿波院。（中略）八十四代には佐渡院。（中略）

此の二三四の三王は父子也。鎌倉の右大将の家人義時にせめられさせ給へる也。（『神国王御書』定八八一頁）。他、定八八二・一八六一・一八七八・九頁

I、而に相州は謗法の人ならぬ上、文武きはめ尽せし人なれば、天許国主となす。（『下山御消息』定二三二頁）

J、承久の合戦にそこばくの真言師のいのり候しが、調

伏せられ給し、權の大夫殿はかたせ給。後鳥羽院は隱岐の国へ、御子天子は佐渡の嶋々へ調伏しやりまいらせ候ぬ。結句は野干のなき(鳴)の己が身にをうるやうに、還著於本人の經文にすこしもたがわず。

(『撰時抄』定一〇四五頁)。他、八八四〜五・一二三六・一三〇四・一三二九・一三八八・一八四二・一八八六頁

K、隱岐の法皇、世をかまくらにとられたる事を口をしとをぼして、叡山・東寺等の高僧等をかたらひて、義時が命をめしとれと行ぜし也。此事一年二年ならず、数年調伏せしに、權大夫殿はゆめゆめしろしめさざりしかば一法も行給はず、又行とも叶べしともをぼへずありしに、天子いくさにまけさせ給て、隱岐国へつかはされさせ給。(『高橋入道殿御返事』定一〇八九〜九〇頁)。他、定八八四・一五八四頁

遺文中にみられる聖人の義時に関する記述を**H**群から**K**群までに分類した。

H群に属する文においては、本来、上皇の所従・民・家人であるべき位置の者が、主たる上皇を倒したという義時の行動を、単に歴史的事実として述べているのである。

I群に属する文においては、謗法という宗教的な問題が論じられているが、義時の人格を伺わせる言葉として「文武きはめ尽せし人」ということが述べられているのである。

J群の文においては、承久の乱における義時勝利の根拠を、上皇方の謗法に求めるのである。

K群の文においては、義時は上皇方に真言による調伏をされたのであるが、義時の方は調伏祈禱は行なわなかつたということの特筆している点に注目しなければならぬ。

以上、概観したように、**H**群と**I**群に属する文においては、単なる歴史的・人格的な面からの義時評価が伺えるのである。殊に人格的評価として、「文武きはめ尽せし人」と述べられているが、ここでは国主としての才覚を有していた人物という意味ではなかるうか。しかし、いずれにせよ、これらの文中には、聖人が義時を「正直者」とした具体的な記述は見出されなかつたのである。

一方、**J**群・**K**群に属する文においては、承久の乱という歴史的事件を、宗教的な次元から把握しようとする中に、聖人の義時評価が伺えるのである。ここでは、義時の勝因を上皇方の謗法に求めるのである。殊に義時は

調伏祈禱をされながらも、自身はそのような方法があることを知らなかった為に調伏祈禱を行なわなかった。そのことが返って誹法を犯さずすみ、一方の上皇方は、誹法によって「還著於本人」の経説通り、自ら敗北の道を迎ったとみるのである。ここで指摘すべきことは、聖人は、上皇方は明らかに誹法を犯しているのであるが、義時は邪法による調伏という積極的な誹法行為を行なわなかったとするのであるが、一方、頼朝にみられたような積極的な法華経信仰があったか否かについては、一切論じていないという点である。

このように、遺文中においては、義時の法華経信仰の有無は不明であるが、真言密教という邪法を信仰していない、「誹法の人ならぬ」であったが故に、聖人は義時を肯定したのである。そして、この誹法を行なわなかったということが、敗北者隠岐法皇に相対して、頼朝の場合と同様に、勝利者八幡の百王守護の誓願に適った者「正直者」と評価した根拠なのである。

(三) 聖人の後鳥羽上皇に対する評価

L、後鳥羽院御宇（『立正安国論』定二一四頁）。他、定二一九・四二三・九〇七・一四六一・一四六七頁

M、隠岐法王は日本国のあるじ、右京の権大夫殿にせめ

られさせ給て、島にてはてさせ給ぬ。（『上野殿御返事』定一八六一頁）。他、定八八一・一八七八、九頁

N、此鎌倉の御一門の御繁昌は義盛と隠岐法皇ましまさずんば、争か日本の主となり給べき。（『種種御振舞御書』定九七二頁）

O、隠岐法皇は天子也。権大夫殿は民ぞかし。（中略）

いかなりければ公家はまけ給けるぞ。此は偏に只事にはあらず。弘法大師の邪義、慈覚大師、智証大師の僻見をまことと思て、叡山・東寺・園城寺の人々の鎌倉をあだみ給しかば、還著於本人とて其失還て公家はまけ給ぬ。（『種種御振舞御書』定九七九頁）

P、承久調伏上衆慈円僧正は第六十二代並五・九・七十一代の四代の座主、隠岐法皇御師也。（『神国王御書』定八八九頁）

Q、真言宗がことに此国とたうど（唐土）とをばほろぼして候ぞ。（中略）八幡大菩薩の百王のちかいかもやぶれて、八十二代隠岐の法王、代を東にとられ給しは、ひとへに三大師の大僧等がいのみ（祈）しゆへに、還著於本人して候。関東は此悪法悪人を対治せ

しゆへに、十八代を過ぎて百王にて候べく候つるを

(『三沢鈔』定一四四九頁)。他、定一三五九頁

遺文中にみられる、聖人の後鳥羽上皇に関する記述を

L群からQ群に分類した。

L群に属する文では、「後鳥羽院」という表現がなざざれているが、それ以外の箇所では、総て「隱岐法皇」という表現となっている。そして、「後鳥羽院」という場合は、総て年代を示す場合にのみ用いられているに過ぎないのである。

M群に属する文では、歴史的事実として、日本国の主である隱岐法皇が、所従である義時に敗北したことを指摘しているのである。

N群の文からは、鎌倉幕府打倒を謀ったが、返って幕府に政権を許してしまった張本人として、隱岐法皇をとらえていたことが伺えるのである。

O群に属する文では、隱岐法皇の承久の合戦での敗因を、真言密教の重用という謗法によることを指摘しているのである。

P群の文では、真言密教に傾倒した天台座主慈円と隱岐法皇の関係を述べており、この点からも法皇をして、謗法者であったことが裏付けられるのである。

Q群に属する文からは、八幡神の百王守護の誓願に対して、隱岐法皇は謗法によって、百王の内から除外されその結果、王法を尽きさせた人物としてみていることが伺える。

以上、概観したところによると、L群からN群に属する文では、歴史的な面から後鳥羽上皇について論じられているようである。殊にここでは、承久の乱という歴史的事実に立脚し、その敗北者であり、政権を完全に義時に奪取された国王というのが、聖人の後鳥羽上皇評価であった。それ故、「妄語の人」と評価した、人格的な面からの、具体的根拠は見出されなかったのである。

一方、O群からQ群に属する文においては、義時の場合と同様に、承久の乱という歴史的事件を、宗教的次元から把握する中に、聖人の隱岐法皇評価が伺えるのである。ここでは、日本国の王であり、八幡の百王思想からすれば、本来、神の加護を受けるはずであって、自らも仏教に帰依する身である。その上、合戦の折には真言密教による祈禱まで修したのである。しかし、結果は臣下の身であり、更には、何ら神仏への祈願を行なわなかったとする義時に完全に敗北した、という矛盾を解明して行くところに、聖人の法皇への評価が伺えるのである。

そして、この追求の結果、隠岐、法皇を真言密教を重用する謗法者とするのである。その謗法の故に、祈禱を修するほど罪を重くし、それによって、正法受持者を守護する八幡大菩薩も、法皇の頂を離れて、「謗法ならぬ」義時の方に移り、それ故に招来した結果と、聖人は捉えているのである。ここに、聖人が隠岐、法皇を、義時と相い対して、隠岐、法皇∥謗法者∥八幡菩薩が最も嫌う不正直者（妄語の人）と評価する根拠が存在するのである。

むすび

聖人の「正直」の概念を考察する一環として、『諫暁八幡抄』に示された、頼朝・義時・隠岐法皇の三者の評価の根拠を、遺文より小考してみた。その結果、各人の歴史的行動の記述や人格の評価の面からは、具体的根拠を見出せなかった。聖人の場合、「正直」とは総て法華経に向けられており、謗法を犯したか否かが、その決定条件であった。『諫暁八幡抄』等においては、聖人は朝廷から幕府への政権移行という歴史的事実が内包している矛盾を、法華経的立場から追求した結果、国王の資格は、法華経に「正直」か否かによって決定するという結論を得たことによって、その矛盾は氷解したのであ

た。

このように、聖人においては、「正直」とは、単なる世間的倫理ではなく、法華経的絶対世界に立脚した、宗教倫理として昇華されていることが確認できたのである。そして、人物や或は歴史自体を評価する場合も、この法華経的倫理によって判断を下しているのである。しかし、この法華経的倫理は、本論の冒頭に「日蓮一人計、こそ世間・出世正直の者」という文を提示したように、決して世間的倫理と乖離するものではないと思われる。

そこで、改めて問題になることは、法華経的「正直」の倫理とは具体的に如何なるものかということである。聖人のいう法華経への絶対帰依を基盤とした「正直」とは、どのように実践することかという問題が、新たに問われてくるのではなからうか。

註

※ 本文中の日蓮聖人遺文は、『昭和定本日蓮聖人遺文』から引用し、頁数は（定―頁）として、引用文下に付記した。

- (1) 和辻哲郎著『日本倫理思想史』上巻二頁
- (2) 同右三七〇―二頁、同下巻四六六―六五頁
- (3) 村岡典嗣著『日本思想史研究』巻三 六〇―七三頁

(4) 内藤晃稿「三社託宣に関する諸問題」(『中世文化史研究』所収)四五～八八頁

(5) 取り上げる遺文は、真蹟現存、曾存、断簡、直弟写本に限った。

(6) 『光日房御書』に「天照大神・正八幡宮は此国にをはせぬか。仏前の御起請はむなしくて、法華經の行者をばすと給か」(定一一五四頁)と述べているように、天照・八幡を聖人は法華經行者守護の神として捉えていたのである。尚、聖人の神祇観については、藤井学氏「日蓮と神祇」(『日本史研究』四四所収)や、高木豊氏「鎌倉仏教における〈神〉の観念」(桜井徳太郎編『日本宗教の複合的構造』所収)等に詳細に論述されている。

(7) 聖人における八幡神の「百王思想は、百王守護の誓願と「以_三正直之人頂_二為_レ栖」との誓願とを融合させ、「正直」の王百人を守護するというもので、聖人独自の百王思想であるといわれる。また、当時一般には、百王守護の誓願は天照大神にも有すものとされてきたようであるが、聖人の場合は、それを認めつつも、殊に八幡神の方を強調している。尚、この問題については、高木豊氏「鎌倉仏教における国王のイメージ―日蓮を中心に―」(家永三郎教授退官記念論集第一巻『古代・中世の国家と思想』所収)等に詳細に論述されている。